

## 旭川工業高等専門学校情報処理センター利用細則

制定	平成9. 1. 30達第2号	
改正	平成12. 2. 8 達第23号	平成19. 3. 13達第88号
	平成20. 6. 4	平成28. 3. 24
	平成30. 3. 15規則第10号	令和6. 3. 21規則第5号

### 旭川工業高等専門学校情報処理センター利用細則

#### (目的)

第1条 この細則は、旭川工業高等専門学校情報処理センター運営規則（平成9年旭高専達第1号）第9条の規定に基づき、旭川工業高等専門学校情報処理センター（以下「センター」という。）の利用について定めることを目的とする。

#### (利用者の範囲)

第2条 センターを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 教職員及び非常勤教職員
- (2) 学生
- (3) 特に校長が認めた者

#### (利用の目的)

第3条 センターは、次の目的に利用することができる。

- (1) 学生の教育
- (2) 学術研究
- (3) ネットワークによる情報処理
- (4) 教務事務処理
- (5) 事務管理
- (6) その他校長が必要と認めたもの

#### (利用日)

第4条 センターは、次に掲げる日を除き利用することができる。ただし、学内ネットワークシステムについては、これにかかわらず常に利用することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 年末年始
- (4) その他情報処理センター長（以下「センター長」という）が指定する日

#### (開室時間)

第5条 センターのうち、情報処理センター端末室及びマルチメディア実習室の開室時間は、別に定める。

2 前項の開室時間外に利用しようとする場合は、あらかじめセンター長の承認を得るものとする。

#### (利用方法)

第6条 センターの利用方法は、別に定める。

#### (利用の停止)

第7条 センター長は、利用者がこの細則に違反し、センターの運営に支障を生じさせたとき、又はそのおそれがあるときは、利用を停止させることができる。

### 附 則

この内規は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12. 2. 8 達第23号）

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19. 3. 13 達第88号）

この内規は、平成19年3月13日から施行する。

附 則（平成20. 6. 4）

この内規は、平成20年6月4日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成28. 3. 24）

この内規は、平成28年3月24日から施行する。

附 則（平成30. 3. 15 規則第10号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6. 3. 21 規則第5号）

この規則は、令和6年3月21日から施行し、令和6年3月1日から適用する。